

五監公告第 9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月1日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

環境保全課

3. 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成30年4月26日～平成30年5月23日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 五泉市浄化槽等設置整備事業について、補助金の交付は、市民の経済的負担を軽減するとともに、事業の目的である浄化槽等の設置を推進する上で有効であるが、その交付事務にあたっては公平性、公正性、透明性を確保することが求められる。必要に応じて交付要綱の見直しを行うなど、適正な事務処理に努められたい。
- ② 各種補助金交付事務について、必要書類の添付の無い事例、また日付の記載の無い事例や整合性のとれていない事例等、書類の不備が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

平成29年6月に新潟県が取りまとめた「ごみ減量化・再資源化実態調査結果」では、県内30自治体中、ごみ処理の有料化が未実施となっている自治体は、五泉市を含め4自治体となっている。ごみ処理の有料化は、費用負担の公平化や再資源化の推進、また市の財源の確保を図るためにも重要であり、大きな行政課題となっている。市民の意識改革と理解が得られるよう、一層の取り組みを望むものである。

併せて、少子高齢化や人口減少が進む中、対策が急がれる空家問題、また低炭素型社会の実現に向けた地球温暖化防止対策等、環境行政においては、市民の日常生活と切り離すことができない様々な課題が山積している。引き続き、市民一人ひとりが快適な生活環境の中、安全・安心に暮らすことができるよう努めていただきたい。